

JICPAが経営研究調査会研究報告第51号 「不正調査ガイドライン」を公表

『会計情報』編集部

日本公認会計士協会（JICPA）は、平成25年9月4日付けで経営研究調査会研究報告第51号「不正調査ガイドライン」（以下「本研究報告」という。）を公表した。

本研究報告は、主に公認会計士が、企業や企業以外の組織体（以下「企業等」という。）から不正調査業務の依頼を受けた場合、当該業務を受嘱するかの判断、当該業務の体制と計画・管理、情報の収集と分析、仮説の構築と検証、不正の発生要因と是正措置案の提言、調査報告、企業等が行うステークホルダー対応への支援、及び不正調査業務の終了といった一連の業務に関する概念や留意事項等について体系的に取

りまとめたものである。

なお、本研究報告は、監査の基準である「監査における不正リスク対応基準（平成25年3月26日 企業会計審議会）」とは全く別のものであることに留意する必要がある。

詳細については、JICPAのウェブページ（http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/51.html）を参照いただきたい。

以上